

マイナンバーカードの申請サポート実施中

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の無料撮影、申請書の記入補助などを行っています。

利用には事前予約が必要です。予約のうえお出かけください。

とき	
臨時申請窓口 平日の 9:00~12:00、 13:00~16:00 (年未年始を除く)	休日・時間外申請(交付)窓口 ① 1月19日(水) 17:20~19:30 ② 1月29日(土) 9:00~12:00
ところ	
臨時申請窓口 役場本庁舎 1階(特設窓口)	休日・時間外申請(交付)窓口 住民課
必要書類	

- ①通知カード(紛失した方は、紛失届を記入していただきます。)
- ②住基カード(お持ちの方のみ)
- ③本人確認書類(Aを1点、またはBを2点)
A: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど
B: 健康保険証、年金証書、介護保険証、学生証など

予約方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用日の3日前までに電話またはインターネットでお申込みください。 電話予約 0859-68-5531 インターネット予約 https://www.houki-town.jp/new1/10/10/myn01/



- ### 申請済みのマイナンバーカードの受け取りについて
- ・臨時申請窓口または休日・時間外窓口で申請した場合、マイナンバーカードは、後日、自宅に本人限定受取郵便で届きます。
 - ・郵送、スマートフォン、証明写真機等で申請した場合は、住民課・分庁総合窓口で受け取りを行ってください。受け取りの際は、役場から送付する「マイナンバーカード交付通知書(ハガキ)」と必要書類を持参してください。
 - ・休日・時間外窓口で受け取りを希望する場合は、電話またはインターネットで事前に予約をしてください。



問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-3115

■押印の義務付けを廃止した主な手続き[申請書等の名称]

- ・一般家庭のごみをリサイクルプラザへ搬入するとき
[処理対象ごみ搬入許可申請書※]
※運転免許証等の確認を行います。
- ・発電設備・変電設備・蓄電池設備などを設置したとき
[急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書]
- ・防火対象物(飲食店、共同住宅、事務所など)の使用を開始するとき
[防火対象物使用開始届出書]



その他の押印を廃止する申請書等については、組合ホームページで確認できます。

組合の各種手続について、住民や事業者の皆様の利便性向上のため、提出書類の押印を令和3年12月1日から省略することができるようになりました。

鳥取県西部広域行政管理組合からのお知らせ 各種手続の押印が不要となりました

問い合わせ先 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局総務課 TEL 0859-22-7722
(リサイクルプラザに関すること) リサイクルプラザ TEL 0859-68-4071
(消防に関すること) 消防局 TEL 0859-35-1951